

第16回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年6月13日(月)
午前10時

開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング35階
東海大学校友会館 阿蘇の間

16th

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

目次	
株主の皆様へ	01
招集ご通知	03
事業報告	05
連結計算書類	33
計算書類	39
株主総会参考書類	44
株主総会会場ご案内図	裏表紙



まずはお詫びです。第16期の業績は売上高126億円、純利益4億円と大幅な減収減益となりました。これは見込んでいたIPOが翌期以降にずれ込んだことや、ベトナム投資先1社の評価損を計上した影響によるものです。株主の皆様は違和感を持たれるかもしれませんが、こうした数字とは裏腹に我々の実感としては、各事業が着実に成長しており、組織としての地力が付いてきたと思っています。

以下、各事業についてご報告しますが、その前に事業の括り方に関して補足します。今までは「プロフェッショナルサービス事業」「営業投資事業」「保険事業」「その他事業」などと詳細に区分しておりましたが、今後は「コンサルティング事業」と「インキュベーション事業」の大きく二つにシンプルに括ることにします。後者の中には、営業投資セグメント、保険セグメントとその他セグメントが含まれます。この方がDIの事業実態に即しているためです。



まず、「コンサルティング事業」ですが、上期の出遅れを下期に大きく挽回し、売上高は前期比7%増の26億円となり、過去最高となっております。プロジェクトが大型化・長期化してきていること、シリコンバレーやアジアなどプロジェクトがグローバル化してきていること、また、クロスボーダーのM&A案件が増加していることなどが、好調の要因です。また、老舗デザインファームの株式会社ライトパブリシティと業務提携し、戦略構築からデザインまで一気通貫の支援が可能となりました。「3000億円の事業を生み出すビジネスプロデュース戦略」という本も出版するなど、「Business Producing Company」としてのDIの業態について、徐々に認知度が高まってきたと実感しております。

次に「インキュベーション事業」です。前期に大きく進化したのは、グローバルな投資体制を構築できたことです。米国、中国、インドにおいて、各国の主要なベンチャー・キャピタルと提携し、さらにその先にある世界のカッティングエッジへとつながり始めました。こうしたネットワークから生まれるアーリー・ベンチャーのクラブディールに、DIも参加できるようになってきました。日本発ベンチャーだけでなく、海外発ベンチャーの日本・アジア展開も支援し、世界に羽ばたくベンチャーを育てていければと取り組み中です。

営業投資セグメントでは、IPOが2社（株式会社ロゼッタ、株式会社マイネット）ありましたが、追加で見込んでいたIPO1社は上場期が1期ずれ込んでしまいました。

保険セグメント（アイペット）は順調に成長しております。売上高は前期比28%増の81億円となり、引き続きIPOに向けた準備を進めていきます。

デジタルマーケティングセグメント（DI MARKETING）は、ユーザー数がベトナム37万人、タイ10万人となりました。1月よりインドネシアに進出しており、アジア展開を促進します。

また、資源配分の最適化、今後の成長性及び他社とのシナジーの観点から、子会社を2社Exitしました。TGC（東京ガールズコレクション）の商標権は株式会社ディー・エル・イーに売却し、キャピタルゲインを得ました。リバリューは株式会社オークファンに売却しましたが、こちらは実質的には撤退であり、この苦い経験を次に活かしていく所存です。

新しいこととしては、株式会社ボードウォーク、Wrap Media,LLCを中心に、追加投資を含む10社に計18億円を投資しました。投資額は平成26年3月期が4億円、平成27年3月期が13億円となっており、更にインキュベーションを加速させます。

創業から16年経過し、少しずつではありますが、「人々の役に立つ」会社になってきたものと自負しております。引き続き、世界に大きなインパクトを与えるような事業の創出と育成に取り組んでまいりますので、楽しみにして頂ければと思います。

株式会社ドリームインキュベータ

代表取締役会長 堀 紘一

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
株式会社ドリームインキュベータ
代表取締役会長 堀 紘 一

第16回定時株主総会招集のおしらせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月10日午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会終了後、株主のみなさまとの懇談の場（お茶菓子つき）を設けさせていただきます。お気軽にご出席いただき、ご意見などを賜りたいと存じます。

敬 具

記

1	日 時	平成28年6月13日（月曜日）午前10時
2	場 所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 35階 東海大学校友会館 阿蘇の間（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3	目 的 事 項	報 告 事 項 1. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 決 議 事 項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 監査等委員でない取締役報酬額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dreamincubator.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dreamincubator.co.jp/>）に掲載しておりますので、法令及び定款第15条の規定に基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。「会社の体制及び方針」は監査役の監査対象となっております。「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の概要

当社は、事業の創出・育成を目的とした「Business Producing Company」です。そのために、コンサルティングとインキュベーションを事業の二本柱として推進しております。

コンサルティング事業では、大企業や政府向けの戦略コンサルティングに加え、構想の実現に向けた仲間作り、ルール作り、社内外ドライブまでハンズオンで支援するプロデュース支援、M&Aのファイナンシャル・アドバイザリー、経営幹部育成支援を提供しております。

インキュベーション事業では、新たな産業の核となるようなベンチャー事業の投資育成を目的に、自己資金によるプリンシパル投資を行っております。営業投資の場合は株式売却時に収益計上され、事業投資の場合は投資先の期間損益が持分に応じて連結計上されます。

コンサルティング事業

- 戦略コンサルティング
- プロデュース支援
- M&A支援
(ファイナンシャル・アドバイザリー)
- 経営幹部育成支援

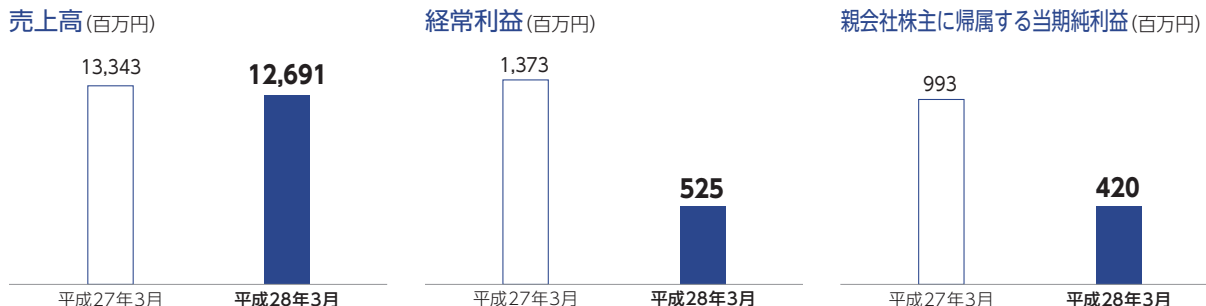


インキュベーション事業

- 営業投資
- 保険
- その他

(2) 事業の経過およびその成果

当社および当社グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高は12,691百万円と前年同期に比べ651百万円(4.9%)の減収、経常利益は525百万円と前年同期と比べ848百万円(61.7%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は420百万円と前年同期と比べ573百万円(57.7%)の減益となりました。



セグメントは、戦略コンサルティングやプロデュース支援を提供している「コンサルティングセグメント」、国内外ベンチャー企業への投資育成を行う「営業投資セグメント」、「保険セグメント」(アイペット)、グループ内で孵化中(先行投資フェーズ)の複数事業が含まれる「その他セグメント」から構成されます。なお、売却したアセットリクワイゼーションセグメント、知的財産権セグメントはその他セグメントに含めております。

セグメント別利益(対前期比較) (百万円)

	平成27年3月	平成28年3月	増 減 額
コンサルティング事業(セグメント)	1,288	1,439	150
インキュベーション事業	1,153	208	△944
（営業投資セグメント	2,577	△148	△2,726
保険セグメント	△1,046	157	1,203
（その他セグメント	△378	199	578
セグメント合計	2,442	1,647	△794

コンサルティング事業（セグメント）

売上高 **2,667** 百万円
前期比 6.5%増

セグメント利益 **1,439** 百万円
前期比 11.7%増

コンサルティングセグメントは、戦略コンサルティングやプロデュース支援の他、M&Aのファイナンス・アドバイザー、経営幹部育成支援で構成されております。

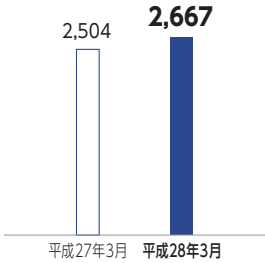
既存顧客である大企業からの継続的な受注に加え、長期的支援を実施する実効支援型プロジェクトの増加及び海外企業及び政府からの新規受注により、コンサルティング売上が堅調に推移しました。

〈戦略コンサルティング/プロデュース支援〉

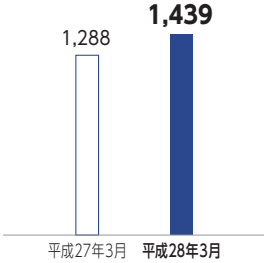
当社は幅広い業界のクライアントに多様なテーマの戦略コンサルティング/プロデュース支援のサービスを提供しています。

これまで民間企業だけでなく、国・政府も巻き込んだ案件を多数手掛けて参りました。

売上高 (百万円)



セグメント利益 (百万円)



その結果、当連結会計年度の売上高は2,667百万円（前年同期は2,504百万円）、セグメント利益（営業利益）は1,439百万円（前年同期は1,288百万円）となり、過去最高となりました。

主なプロジェクトテーマ

新規事業・成長戦略	新領域でのコアビジネス設計 新商品による市場創造戦略の 策定 など
マーケティング・ 営業戦略の構築	ブランド戦略の策定 営業力強化支援 など
R&D・技術戦略	次世代技術のビジネス化 技術シーズの事業性評価・ 戦略監査 など
海外展開支援	海外研究拠点の設立支援 グローバル市場参入戦略策定 など
ビジョン・ 中期経営計画	ビジョン策定 中期経営戦略の構築/策定支援 など

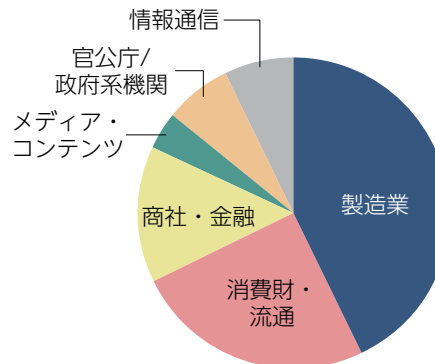
顧客の規模

経常利益	業界*順位 (企業数**)			
	1 位	2 位	3 位	4 位以下
5,000億円以上	3			
1,000～5,000億円	2	2		3
500～1,000億円	2			3
100～500億円	4	2		1
100億円未満	2			7
合計	13	4		14
売上高構成比	62.3%	11.6%	—%	26.1%

* (株)ユーザベース「SPEEDA」の業界小分類に基づき、顧客業界を分類

** FA事業、教育事業、海外事業の顧客企業を含む(但し、非営利団体、ベンチャー、ブティック系ファームを除く)

顧客の業種



〈M&A支援〉

M&A支援サービスでは、インドを中心に、アジアのクロスボーダー案件のディールフローが活性化しております。現地における企業売却/事業売却ニーズの発掘に加え、クライアントである日本企業様からの依頼に基づき、買収候補先を能動的に発掘する活動も行っています。

当連結会計年度は、東ソー社によるインドLilac Medicare Private Limitedの買収、高砂熱学工業社によるインドIntegrated Cleanroom Technologies Private Limitedの株式取得に対するアドバイザリーサービスを実施しました。

直近3年間のクロスボーダーM&A案件実績 (抜粋)

クライアント企業	M&A対象企業	対象国	対象分野
高砂熱学工業(株)	Integrated Cleanroom Technologies Private Limited	インド	産業財 (エンジニアリング)
東ソー(株)	Lilac Medicare Private Limited	インド	産業財 (ヘルスケア)
エア・ウォーター(株)	Ellenbarrie Industrial Gases Limited	インド	産業財 (化学品)
ジャパンマテリアル(株)	Aldon Technologies Services Pte Ltd ADCT Technologies Pte Ltd	シンガポール	産業財 (BtoBサービス)
日本ペイント(株)	BOLLIG & KEMPER GmbH & CO.KG	ドイツ フランス	産業財 (化学品)

[Topics]

■ビジネスプロデュースに新たな付加価値を融合：株式会社ライトパブリシティと戦略的業務提携

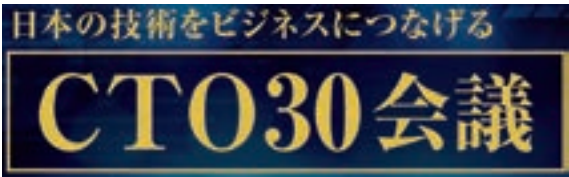
日本初の広告デザイン会社であるライトパブリシティと平成27年11月に戦略的業務提携を締結しました。

多分野にわたるビジネスプロデュースに、デザイン・クリエイティブ領域の付加価値を融合し、新たなサービス展開をスタートさせています。



■日本企業の技術経営・ビジネスプロデュースを加速：「CTO30会議」の実行を支援

日経BP社主催の「CTO30会議」の企画・ファシリテーション等を通じた実行を支援していきます。同会議は、次世代のCTO(最高技術責任者)を対象に有識者による講演や当社の提供する事例研究などを通じて、技術経営について議論をする場を提供するものです。



■プログラム構成(3年間)



■招聘予定の講師陣*

オムロン	宮田喜一郎	常務
コニカミノルタ	松崎正年	取締役会議長
コマツ	野路國夫	会長
GEグローバル・リサーチ	浅倉真司	日本代表
ストラタシスジャパン	片山浩晶	社長
ダナハ－	山守康夫	VicePresident
東京大学政策ビジョン研究センター	小川紘一	シニア・リサーチャー
東レ	阿部晃一	副社長
日鉄住金総研	山藤康夫	研究主幹
パナソニック	宮部義幸	専務
日立製作所	市川芳明	主管技師長
富士フイルム	戸田雄三	専務

* 企業名五十音順、DIからの講師を除く
役職は、平成28年4月14日時点

■ビジネスプロデュースの啓蒙活動:平成28年度 DI経営者向けセミナーの開催

概 要

平成28年度 DI経営者向けセミナー
「AI(人工知能)はあなたのビジネスをどう変えるか」

日 時:平成28年7月13日(水)
参 加 者:定員100名

プログラム:

- 基調講演①:マサチューセッツ工科大学 CSAIL所長
Dr. Daniela Rus
「AI技術の動向と社会への影響(仮)」
- 基調講演②:DI 堀 紘一
「世界の先端技術を自社にどう取り込むか」
- パネルディスカッション:
「日本企業はどうAI技術とつきあうべきか」
(パネリスト)
右記3名ほか、海外より見識者を招聘予定
DI 山川 隆義
(モデレータ)
日本経済新聞社 編集委員 村山 恵一

パネリスト



マサチューセッツ工科大学
CSAIL所長
Dr. Daniela Rus



ペンシルベニア大学
工学・応用科学学部長
/DI戦略アドバイザー
Dr. Vijay Kumar



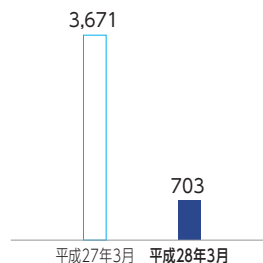
経済産業省
経済産業政策局
産業再生課長
井上 博雄

インキュベーション事業①

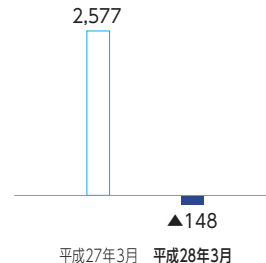
営業投資セグメント



売上高(百万円)



セグメント利益(百万円)



新規投資活動として、デジタルメディア、AI/ロボティクス/IoT分野を中心とした国内外のベンチャー企業への投資パイプライン作り及び投資の実行を行いました。特に、米国、中国、インドで提携している主要ベンチャーキャピタルとの共同投資育成案件が増加中です。

また、既存投資先ベンチャーに関しては、当社が深く支援することで成長加速が見込まれるステージにおいて資金と人材を投入、それ以降は売却を進めております。当連結会計年度では2社のIPOがありました。追加で見込んでいた1社は上場期が1期ずれ込みました。また、ベトナムの投資先1社において評価損を計上しております。その結果、当連結会計年度の売上高は703百万円(前年同期は3,671百万円)、セグメント損失(営業損失)は148百万円(前年同期はセグメント利益(営業利益)2,577百万円)となりました。

当連結会計年度の新規上場投資先

株式会社マイネット
(スマートフォン向けオンライン
ゲーム開発・運営)

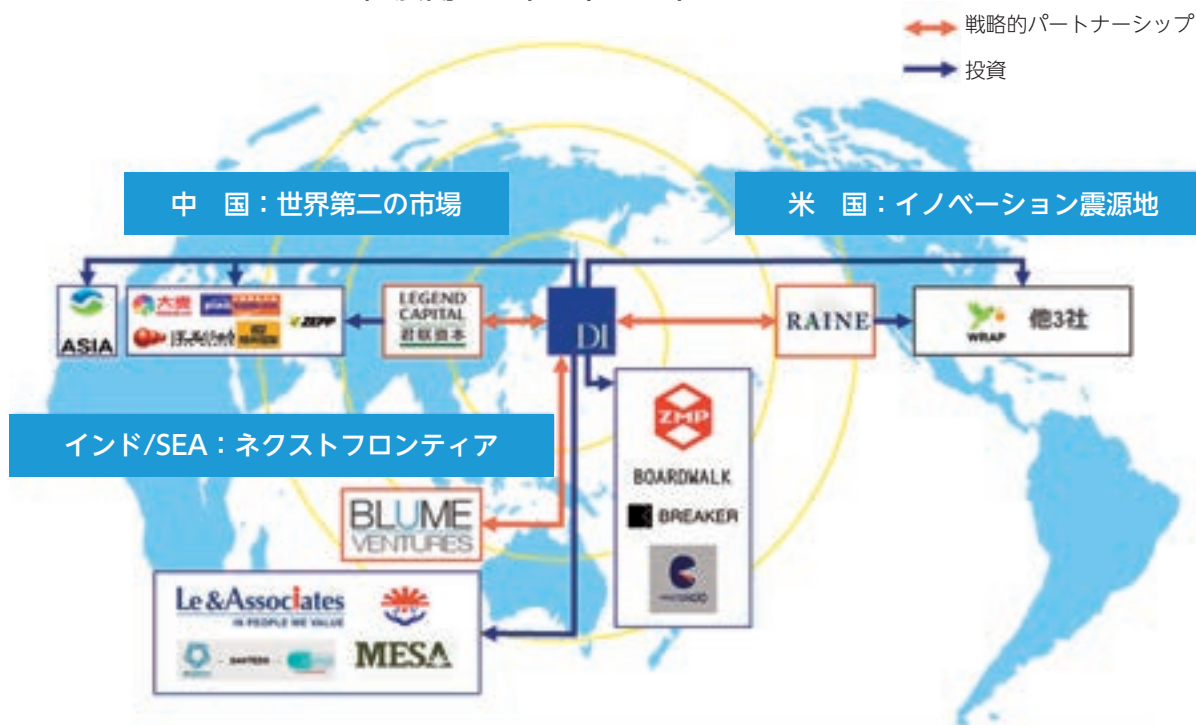


株式会社ロゼッタ
(人間による翻訳及びAI型の機械
翻訳サービス)



世界のイノベーションを捕捉し、現地有力VCと共同投資育成

四極展開：日本+米国・中国・インド



USA・中国・インドの有力VCと戦略的パートナーシップを構築

各国の戦略的提携VC

米 国

RAINE

〈デジタルメディアに特化したVC〉
創業者はメディア専門の投資銀行家



Goldman Sachs
元上級パートナー



UBS
元副会長

巨大メディアの創業者達が顧問団を構成



WME-IMG



MTV



Netscape

代表的な投資先 (括弧内は共同投資家)



(KPCB) (21st Century Fox)



(Google) (Goldman Sachs)



(Goldman Sachs)



(Techcrunch)



(PayPal)



(Andreessen Horowitz)



(Comcast)



(Yuri Milner)

中 国

LEGEND
CAPITAL
君联资本

〈中国の大手民間企業傘下のVC〉
創業者はIT業界で約30年の経験を保有



Legend Holdingsの取締役社長、Lenovo Groupの非常勤取締役を兼務



280社超に投資。内、IPO43社+M&A40社



China Venture 投資年会にて受賞多数

- 最優秀革新投資者
- 最優秀投資業務実行者
- 最優秀Value-added service実行者
- TMT・消費財部最優秀パフォーマンス

インド

BLUME
VENTURES

〈インド最大手のアーリーステージVC〉
創業者はTMT業界で15年超の経験を保有



両名とも、Mumbai Angels (インドを代表するエンジェル投資家ネットワーク) の元メンバー



投資案件は、著名欧米VCを抑えてトップ

India's Most Active Tech VCs Since 2009	
Rank	Investor
1	Blume Ventures
2	Accel Partners
3	Sequoia Capital India
4	Inel Capital
5	Hellon Venture Partners

(CBInsights)

最近のExit実績

- TaxiForSure : Ola (インド版Uber、SoftBank投資先) に売却
- Zipdial : Twitterに売却
- Framebench : Freshdeskに売却
- 1Click : 同上

戦略投資領域①：デジタルメディア

スマートフォンが爆発的に普及



全てのものが“つながる”時代に

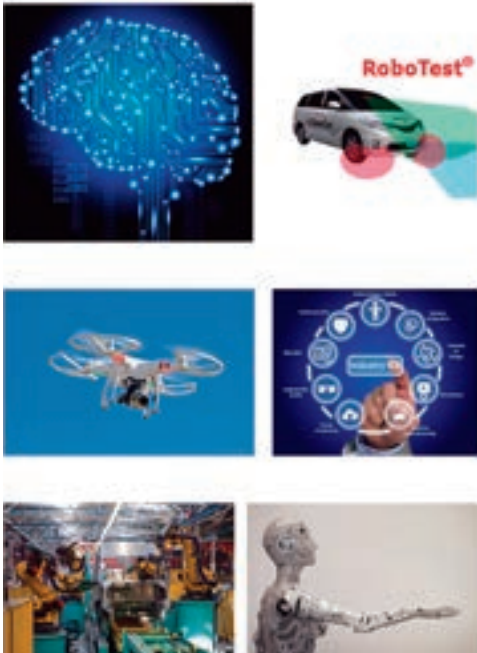
代表的な投資実績

	投資先企業	共同投資家
日本	BOARDWALK 電子チケット	dentsu docomo iSiD
USA	WRAP スマートフォン用ブラウザ	RAINE FF Angel LLC Verdurus ProSiebenSat.1 Media SE Transmedia Capital
中国	EDA デジタルコンテンツ管理	fastforward D F R

著名グローバルVCとの“クラブディール”

戦略投資領域②：AI・ロボティクス・IoT

AIが人間の機能を代替し、社会に浸透中



この画像は、Shutterstock.comのライセンス許諾により
使用しています

代表的な投資実績

	投資先企業	共同投資家
日本	  ロボット・ロボカー	   ZMPと資本提携
	  AI型機械翻訳	<u>DIがリードインベスター</u> ● 2005年12月に投資 持株比率7.3% (上場承認時) ● 成長戦略を立案し、 ハンズオンで支援
USA	社名非公開（ロボティクス）	<u>シリコンバレーの老舗VC</u>
中国	  スポーツIoTデバイス	   
今後、グローバルで投資を加速		

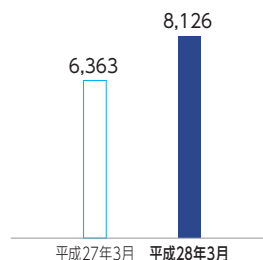
インキュベーション事業②

保険セグメント (アイペット)

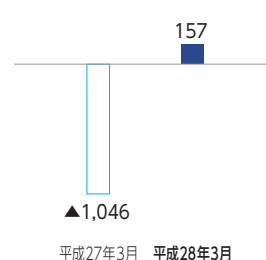
売上高 **8,126**百万円
前期比 27.7%増

セグメント利益 **157**百万円
前期比 ー%

売上高 (百万円)



セグメント利益 (百万円)



保険セグメントとは、アイペットが運営するペット向け医療保険をさします。当連結会計年度においてペット医療向け保険の加入件数は順調に増加し、売上は順調に拡大いたしました。なお、上場への準備を引き続き進めております。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,126百万円(前年同期は6,363百万円)、セグメント利益(営業利益)は157百万円(前年同期はセグメント損失(営業損失)1,046百万円)となりました。



「価格.com保険アワード2016ペット保険の部」において、アイペット損保の主力商品である「うちの子ライト」が第1位に選ばれました。

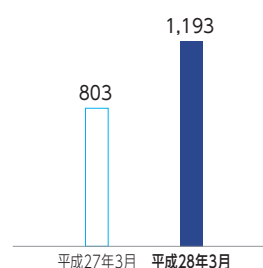
インキュベーション事業③

その他セグメント

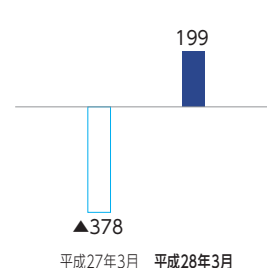
売上高 **1,193**百万円
前期比 48.6%増

セグメント利益 **199**百万円
前期比 ー%

売上高(百万円)



セグメント利益(百万円)



当社グループ内で孵化中(先行投資フェーズ)の複数事業を、その他セグメントとして括って表記しております。具体的には、東南アジアの市場調査支援を行うデジタルマーケティングセグメント(DIマーケティング)、及びコンテンツマネジメントセグメント(フェノロッサ)等が含まれております。当連結会計年度の売上高は1,193百万円(前年同期は803百万円)、セグメント利益(営業利益)は199百万円(前年同期はセグメント損失(営業損失)378百万円)となりました。なお、知的財産権セグメント(TGC)は株式会社ディー・エル・イーに売却し、キャピタルゲインを得ております。また、アセットリクワイゼーションセグメント(リバリュウ)についても、株式会社オークファンに売却しております。



海外展開-アジアでのビジネスプロデュース

海外では、グループ会社であるDI上海、DIベトナム、DIマーケティング(ベトナム、タイ)を拠点としてアジアにおけるビジネスプロデュースをグローバルに推進しております。

■ベトナム:ラムドン省農業発展支援

農業開発戦略策定

- 国際協力機構(JICA)より、ラムドン省の農林水産業及び関連産業集積化に係る情報収集・確認調査を受託(日本工営・コーエイ総合研究所と共同受託)

- 「日越国家間農業連携」のモデルプロジェクト



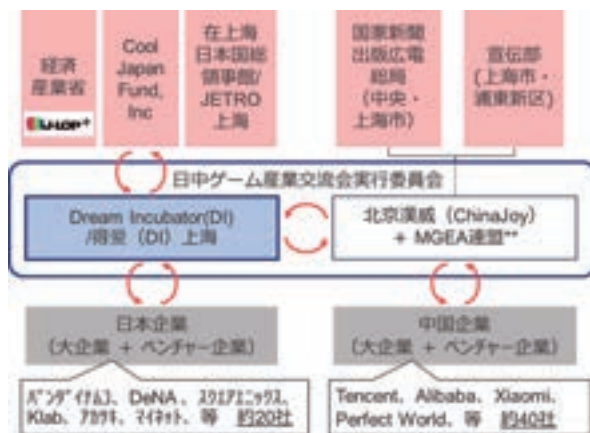
ブランディング戦略策定

- JICAより、ラムドン省の農作物のブランディング・プロモーション戦略策定に係る情報収集・確認調査を受託(電通・ライトパブリシティと共同受託)

- 「戦略×クリエイティブ×デザイン」



■中国:日中ゲーム産業交流会2015をChina Joy*と共同開催



* アジア最大のゲームコンテンツ展覧会

** Mobile Gaming Entrepreneurs Association

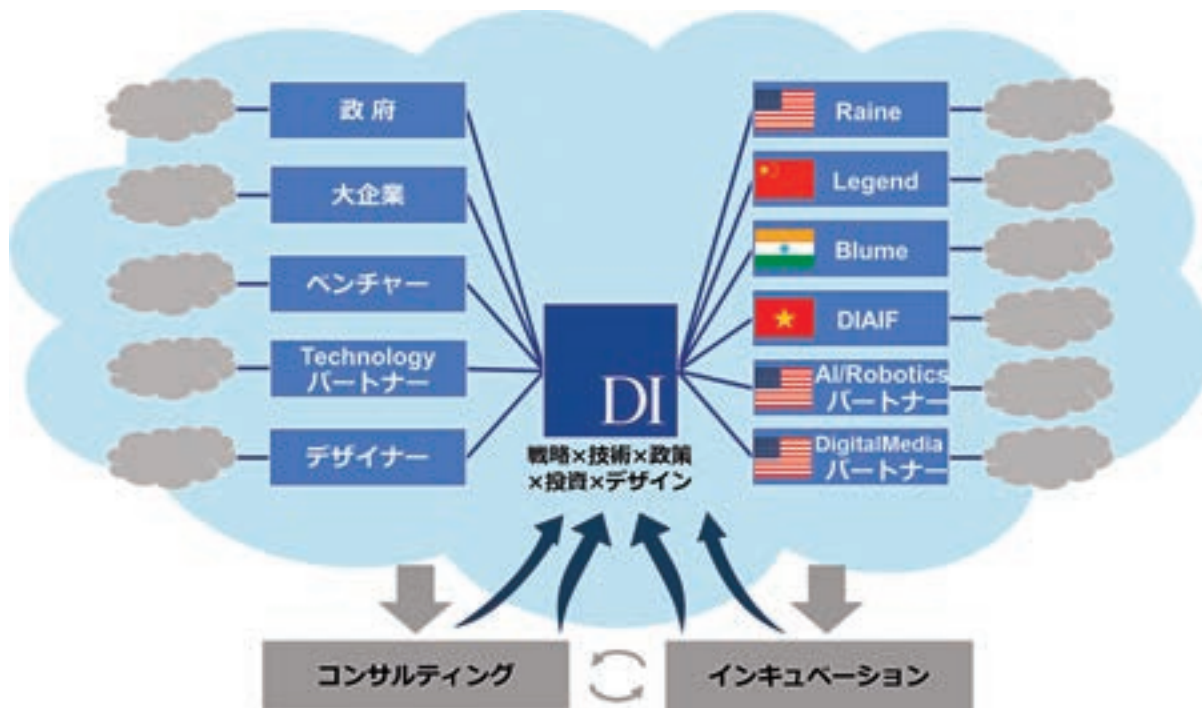


DIのエコシステム

当社が持つ国内及び国外の各プレイヤーとの連携が、コンサルティングとインキュベーションにおける付加価値の源泉となっております。

また、コンサルティングやインキュベーションでプロデュースするビジネスを通じて、さらに新たなネットワークが広がって行きます。

このように仲間が増えることで共存共栄していく、ビジネスプロデュースの「エコシステム」を、一層強化してまいります。



(3) 対処すべき課題

プロフェショナル・ファームとしての事業の性質上、当社グループの収益の源泉は人材の質と数であることから、人材育成および人材マネジメントが当社グループが対処すべき課題と考えております。当社のMDP (Multi-Disciplinary Practice) とは、戦略コンサルタントのみならず、技術専門家、政策専門家、法務専門家、公認会計士、インベストメントバンカー等、様々なバックグラウンドを有するプロフェショナル・スタッフが、それぞれの専門領域を融合させて、クライアントに対してチームで支援を行うことです。これによって、従来の戦略コンサルティング会社では提供し得ない、付加価値の高いコンサルティングサービスの提供が可能となっております。海外拠点の展開も進むなか、今後は国内のみならず海外においても、多様なプロフェショナルの採用と育成に注力し、質的にも量的にも、当社グループの組織能力を高める取り組みを続けてまいります。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は81百万円であり、その主な内容はソフトウェアへの投資51百万円であります。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

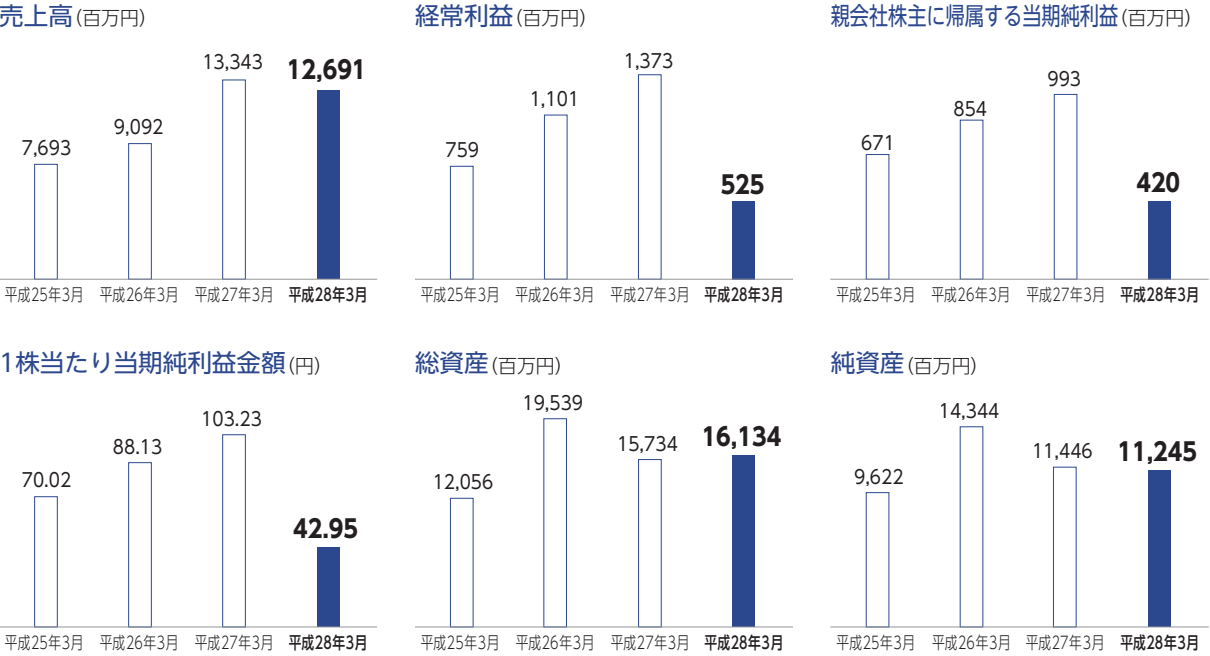
①企業集団の財産および損益の状況

区分	第13期 平成24年4月 1 日から 平成25年3月31日まで	第14期 平成25年4月 1 日から 平成26年3月31日まで	第15期 平成26年4月 1 日から 平成27年3月31日まで	第16期(当連結会計年度) 平成27年4月 1 日から 平成28年3月31日まで
売上高 (百万円)	7,693	9,092	13,343	12,691
経常利益 (百万円)	759	1,101	1,373	525
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	671	854	993	420
1株当たり当期純利益金額 (円)	70.02	88.13	103.23	42.95
総資産 (百万円)	12,056	19,539	15,734	16,134
純資産 (百万円)	9,622	14,344	11,446	11,245

(注) 1. 平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

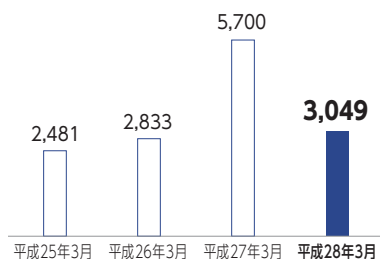


②当社の財産および損益の状況

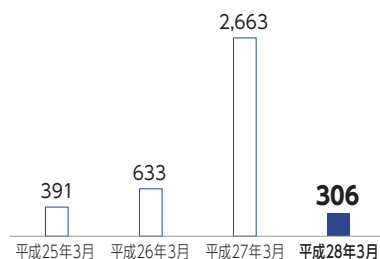
区分	第13期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第14期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第15期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第16期(当期) 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高 (百万円)	2,481	2,833	5,700	3,049
経常利益 (百万円)	391	633	2,663	306
当期純利益 (百万円)	413	589	1,440	283
1株当たり当期純利益金額 (円)	43.07	60.78	149.64	28.93
総資産 (百万円)	8,469	14,959	11,372	10,498
純資産 (百万円)	8,316	12,774	10,274	9,861

- (注) 1. 平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益金額については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

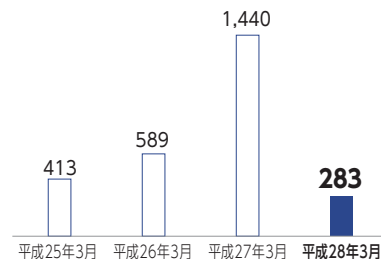
売上高 (百万円)



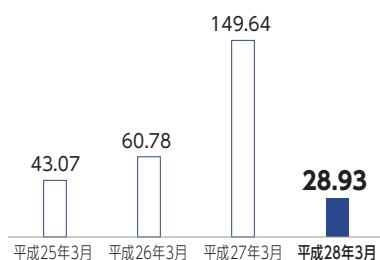
経常利益 (百万円)



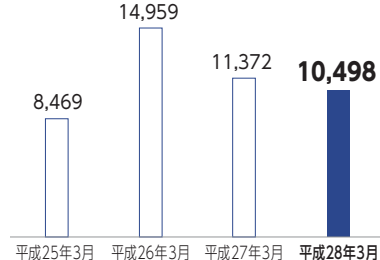
当期純利益 (百万円)



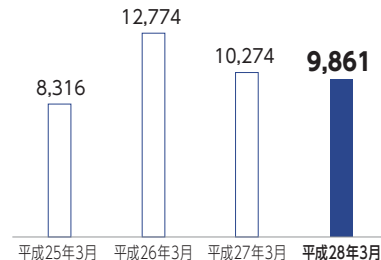
1株当たり当期純利益金額 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社)			
アイペット損害保険株式会社	3,314百万円	64.6%	ペット医療向け保険事業
得愛(上海)企业管理咨询有限公司	700千USドル	100.0%	中国におけるコンサルティング事業
Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company	400億ドン	100.0% (2.0%)	ベトナムにおけるコンサルティングおよび投資事業
DI MARKETING CO.,LTD.	164億ドン	100.0%	ベトナムにおけるマーケティングおよびサーベイ事業
DI MARKETING (THAILAND) CO.,LTD.	10百万バーツ	100.0% (2.0%)	タイにおけるマーケティングおよびサーベイ事業
DI Pan Pacific Inc.	1,291百万円	100.0%	営業投資事業
(関連会社)			
DI Investment Partners Limited	2 USドル	50.0%	投資事業組合の財産運用および管理事業
DI Asian Industrial Fund, L.P.	5,010百万円	20.1%	ベトナムにおける投資事業
株式会社フェノロッサ	10百万円	20.0%	コンテンツマネジメント事業

(注) ①議決権比率は当社が間接所有しているものも含めて記載しております。
 ②議決権比率の()内は間接保有比率を内数で記載しております。
 ③日本知財ファンド1号投資事業有限責任組合は、清算終了に伴い、連結の範囲より除外しております。
 ④株式会社リバリューは、保有する全株式の譲渡に伴い、連結の範囲より除外しております。
 ⑤DREAM INCUBATOR SINGAPORE PTE. LTD.は、重要性が低下したため、連結の範囲より除外しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

産業の創出、育成を目的とし、国内・海外の大企業、ベンチャー、政府・投資家等様々なプレイヤーと連携しながら、プロフェッショナルサービス、投資・事業経営を融合させたビジネスプロデュースを推進しております。

(12) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

(当 社)

本 社：東京都千代田区

(子会社および関連会社)

国 内：アイペット損害保険株式会社（東京都港区）

株式会社フェノロッサ（東京都千代田区）

海 外：得爰（上海）企业管理咨询有限公司（中華人民共和国）

Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company（ベトナム）

DI MARKETING CO., LTD.（ベトナム）

DI MARKETING (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）

DI Pan Pacific Inc.（ミクロネシア）

DI Investment Partners Limited（ケイマン諸島）

DI Asian Industrial Fund, L.P.（ケイマン諸島）



(13) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

①企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
382名	30名増

(注) 上記従業員数には臨時従業員74名は含まれております。親会社ならびに子会社の常勤役員は含まれておりません。

②当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
87名	5名減	33.72歳	5.33年

(注) 上記従業員数には臨時従業員1名は含まれております。

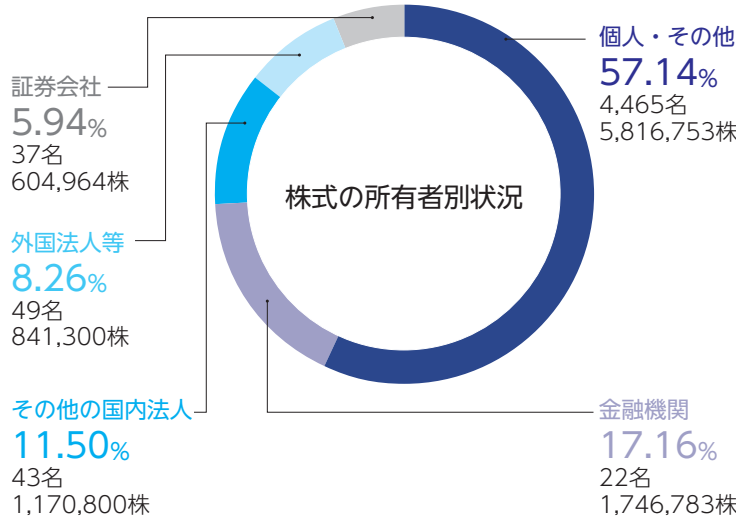
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 28,800,000株

(2) 発行済株式の総数 10,180,600株

(3) 株主数 4,616名
(前期末比583名減少)

(4) 大株主の状況



株主名	持株数(株)	持株比率(%)
堀 紘 一	1,342,900	13.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	836,400	8.21
古 谷 昇	609,700	5.98
オリックス株式会社	468,200	4.59
株式会社ワイズマン	400,000	3.92
上 嶋 秀 治	373,200	3.66
山 川 隆 義	283,700	2.78
宮 内 義 彦	192,500	1.89
THE BANK OF NEW YORK (1 3 3 5 2 4)	165,700	1.62
野 崎 俊 哉	149,600	1.46

上記のほか、株式付与ESOP信託の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75682口)が284,383株保有しております。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類において、自己株式として処理をしております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

株主総会決議日	平成23年6月17日	平成24年6月14日
区分	取締役	取締役
保有者数	2名	2名
新株予約権の数	488個	555個
目的となる株式の数	48,800株	55,500株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償
権利行使時の1株当たり払込金額	571円	701円
権利行使期間	平成25年11月22日から 平成33年6月17日まで	平成26年11月2日から 平成34年6月14日まで

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀 紘 一	株式会社農林漁業成長産業化支援機構取締役会長（非常勤）
代表取締役社長	山 川 隆 義	
取締役	宮 内 義 彦	非常勤 オリックス株式会社シニア・チェアマン
取締役	上 野 征 夫	非常勤 株式会社近鉄エクスプレス取締役
常勤監査役	橋 都 浩 平	
監査役	内 田 成 宣	非常勤 新都市総合法律事務所所長 弁護士
監査役	相 葉 宏 二	非常勤 早稲田大学大学院商学研究科教授

(注) ①宮内義彦氏および上野征夫氏は、社外取締役であります。
②橋都浩平氏および内田成宣氏は、社外監査役であります。
③取締役宮内義彦氏、取締役上野征夫氏、監査役橋都浩平氏および内田成宣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
④平成27年6月11日開催の第15回定時株主総会において、監査役補欠者として柴崎弘明氏が選任されております。
⑤当社は経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長	山 川 隆 義	
執行役員	竹 内 孝 明	ビジネスプロデュース部門担当
執行役員	原 田 哲 郎	コーポレート部門担当
執行役員	三 宅 孝 之	ビジネスプロデュース部門担当
執行役員	宮 宗 孝 光	ビジネスプロデュース部門担当
執行役員	島 崎 崇	ビジネスプロデュース部門担当
執行役員	村 田 英 隆	ビジネスプロデュース部門担当
執行役員	石 川 雅 仁	ビジネスプロデュース部門担当
執行役員	細 野 恭 平	ビジネスプロデュース部門担当
執行役員	沼 田 和 敏	ビジネスプロデュース部門担当
執行役員	青 山 正 明	ビジネスプロデュース部門担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 5 名	82百万円	(うち社外 3 名13百万円)
監査役 3 名	22百万円	(うち社外 2 名17百万円)

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

(宮内義彦)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回中8回に出席し、経営者としての豊富な経験や世界経済に関する深い見識から、主に当社の経営戦略に関する発信を行っております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

(上野征夫)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回中11回に出席し、主に当社のガバナンス体制に関する発信を行っております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

②社外監査役に関する事項

(橋都浩平)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会11回の全てに出席し、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか等の法令に関する発言や、財務・会計に関する発言等、全般的に発言を行っております。その他、経営会議、他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を常に監視しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

(内田成宣)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回及び監査役会11回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、主にコンプライアンスに関する発言を行っております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額

25百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

41百万円

(注1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月8日開催の第6回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づき、新日本有限責任監査法人との間で法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるDream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company、得爰(上海)企业管理咨询咨询有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(7) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

③処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・運営が著しく不当と認められたため。

ご参考

現金及び預金 ㊦

コンサルティングセグメント・保険セグメントの収益拡大およびTGC商標権の売却により増加しております。

当期末残高のうち、5,258百万円がアイペット損害保険株式会社に帰属するものであります。

営業投資有価証券 ㊦

IPO2社の売却を行う一方、デジタルメディア、AI/ロボティクス/IoT分野を中心として新規投資活動を実行した結果、増加しております。

連結貸借対照表

(百万円)

科目	第15期(ご参考) 平成27年3月31日現在	第16期 平成28年3月31日現在
資産の部		
流動資産	14,029	14,858
現金及び預金	6,477	7,286
受取手形及び売掛金	1,562	1,985
営業投資有価証券	4,330	4,588
投資損失引当金	△118	△20
有価証券	20	21
たな卸資産	29	13
繰延税金資産	463	490
未収入金	906	46
その他	402	452
貸倒引当金	△43	△5
固定資産	1,704	1,275
有形固定資産	152	130
建物及び構築物	153	154
工具器具備品	225	240
その他	2	—
減価償却累計額	△229	△263
無形固定資産	1,176	674
のれん	707	574
その他	468	99
投資その他の資産	375	470
投資有価証券	2	113
長期貸付金	127	133
その他	303	306
貸倒引当金	△57	△83
資産合計	15,734	16,134

(百万円)

科目	第15期(ご参考) 平成27年3月31日現在	第16期 平成28年3月31日現在
負債の部		
流動負債	4,266	4,817
買掛金	23	—
リース債務	1	1
未払金	306	429
保険契約準備金	2,816	3,640
支払備金	366	470
責任準備金	2,450	3,169
未払法人税等	523	22
繰延税金負債	174	—
賞与引当金	100	144
役員賞与引当金	50	10
その他	269	568
固定負債	21	71
リース債務	2	0
繰延税金負債	—	2
株式給付引当金	19	67
その他	—	0
負債合計	4,287	4,889
純資産の部		
株主資本	10,133	10,443
資本金	4,823	4,884
資本剰余金	3,640	3,743
利益剰余金	2,169	2,310
自己株式	△499	△495
その他の包括利益累計額	434	△249
その他有価証券評価差額金	458	△174
為替換算調整勘定	△24	△74
新株予約権	130	99
非支配株主持分	747	951
純資産合計	11,446	11,245
負債純資産合計	15,734	16,134

ご参考

④ 保険契約準備金

保険業法において、将来の保険金などの支払いに備え、積み立てが義務づけられている準備金です。

④ 支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、当期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

④ 責任準備金

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金です。

④ 利益剰余金

主に当期純利益の計上及び配当の支払により140百万円増加しております。

連結損益計算書

(百万円)

科目	第15期(ご参考) 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第16期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
売上高	13,343	12,691
売上原価	5,429	6,306
売上総利益	7,914	6,384
販売費及び一般管理費	6,565	5,846
営業利益	1,348	538
営業外収益	52	20
受取利息	15	12
為替差益	26	—
その他	10	8
営業外費用	26	33
支払利息	2	3
為替差損	—	5
出資持分損失	0	—
貸倒引当金繰入額	22	22
その他	0	2
経常利益	1,373	525
特別利益	1	26
新株予約権戻入益	1	0
関係会社株式売却益	—	26
税金等調整前当期純利益	1,375	552
法人税、住民税及び事業税	567	36
法人税等調整額	△152	50
当期純利益	960	466
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△33	45
親会社株主に帰属する当期純利益	993	420

ご参考

④ 売上高

各事業セグメントごとの売上高は次のとおりであります。(括弧内は前年比)

コンサルティング事業(セグメント)
2,667百万円(+6.5%)

インキュベーション事業
営業投資セグメント
703百万円(▲80.8%)

保険セグメント
8,126百万円(+27.7%)

その他セグメント
1,193百万円(+48.6%)

④ 営業利益

各事業セグメントごとのセグメント損益は次のとおりであります。(括弧内は前年比)

コンサルティング事業(セグメント)
1,439百万円(+11.7%)

インキュベーション事業
営業投資セグメント
▲148百万円(—%)

保険セグメント
157百万円(—%)

その他セグメント
199百万円(—%)

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	4,823	3,640	2,169	△499	10,133
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	60	60			121
剰余金の配当			△291		△291
連結除外に伴う利益剰余金増加額			12		12
親会社株主に帰属する当期純利益			420		420
自己株式の処分				4	4
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		42			42
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額					
連結会計年度中の変動額合計	60	103	140	4	309
平成28年3月31日残高	4,884	3,743	2,310	△495	10,443

(百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
平成27年4月1日残高	458	△24	434	130	747	11,446
連結会計年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						121
剰余金の配当						△291
連結除外に伴う利益剰余金増加額						12
親会社株主に帰属する当期純利益						420
自己株式の処分						4
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						42
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額	△633	△49	△683	△31	203	△510
連結会計年度中の変動額合計	△633	△49	△683	△31	203	△201
平成28年3月31日残高	△174	△74	△249	99	951	11,245

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社ドリームインキュベータ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 公 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドリームインキュベータの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドリームインキュベータ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社ドリームインキュベータ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）橋 都 浩 平 ㊟

監 査 役（社外監査役）内 田 成 宣 ㊟

監 査 役 相 葉 宏 二 ㊟

貸借対照表

(百万円)

科目	第15期(ご参考) 平成27年3月31日現在	第16期 平成28年3月31日現在
資産の部		
流動資産	8,058	6,638
現金及び預金	2,363	1,565
売掛金	697	953
営業投資有価証券	3,958	3,421
投資損失引当金	△118	△20
有価証券	20	20
前払費用	48	46
繰延税金資産	—	215
未収入金	833	1
その他	279	473
貸倒引当金	△23	△39
固定資産	3,313	3,859
有形固定資産	65	61
建物	99	99
工具器具備品	69	85
減価償却累計額	△103	△122
無形固定資産	40	36
ソフトウェア	11	36
その他	28	0
投資その他の資産	3,208	3,762
関係会社株式	2,750	3,571
関係会社出資金	240	—
長期貸付金	147	153
敷金及び保証金	127	128
貸倒引当金	△57	△90
資産合計	11,372	10,498

科目	第15期(ご参考) 平成27年3月31日現在	第16期 平成28年3月31日現在
負債の部		
流動負債	1,078	568
未払金	163	59
未払費用	33	34
未払法人税等	474	—
未払消費税等	71	40
繰延税金負債	160	—
預り金	168	107
金利スワップ負債	5	2
その他	0	323
固定負債	19	67
株式給付引当金	19	67
負債合計	1,097	636
純資産の部		
株主資本	9,739	9,857
資本金	4,823	4,884
資本剰余金	3,640	3,701
資本準備金	1,344	1,405
その他資本剰余金	2,295	2,295
利益剰余金	1,774	1,766
その他利益剰余金	1,774	1,766
繰越利益剰余金	1,774	1,766
自己株式	△499	△495
評価・換算差額等	404	△94
その他有価証券評価差額金	404	△94
新株予約権	130	99
純資産合計	10,274	9,861
負債純資産合計	11,372	10,498

損益計算書

(百万円)

科目	第15期(ご参考) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	第16期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
売上高	5,700	3,049
売上原価	1,964	1,817
売上総利益	3,736	1,232
販売費及び一般管理費	1,115	1,093
営業利益	2,620	139
営業外収益	68	223
受取利息及び配当金	8	3
有価証券利息	0	0
為替差益	42	—
出資持分利益	8	213
その他	9	6
営業外費用	25	56
支払利息	2	3
為替差損	—	23
貸倒引当金繰入額	22	29
その他	0	—
経常利益	2,663	306
特別利益	1	0
新株予約権戻入益	1	0
特別損失	605	159
関係会社株式評価損	605	58
関係会社株式売却損	—	101
税引前当期純利益	2,059	147
法人税、住民税及び事業税	501	4
法人税等調整額	117	△140
当期純利益	1,440	283

株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

(百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年4月1日残高	4,823	1,344	2,295	3,640
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	60	60		60
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	60	60		60
平成28年3月31日残高	4,884	1,405	2,295	3,701

(百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成27年4月1日残高	1,774	1,774	△499	9,739
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				121
剰余金の配当	△291	△291		△291
当期純利益	283	283		283
自己株式の処分			4	4
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	△8	△8	4	117
平成28年3月31日残高	1,766	1,766	△495	9,857

(百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日残高	404	404	130	10,274
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				121
剰余金の配当				△291
当期純利益				283
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△499	△499	△31	△530
当期変動額合計	△499	△499	△31	△412
平成28年3月31日残高	△94	△94	99	9,861

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社ドリームインキュベータ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 公 一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドリームインキュベータの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社ドリームインキュベータ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 橋 都 浩 平 ㊟

監 査 役（社外監査役） 内 田 成 宣 ㊟

監 査 役 相 葉 宏 二 ㊟

以 上

第1号議案から第6号議案に係る参考事項

1. 監査等委員会設置会社について

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、監査等委員会設置会社という新たな機関設計が設けられました。監査等委員会設置会社においては、監査役は設置されず、監査等委員会が当該会社における監査・監督機能を果たします。監査等委員会は、3名以上の取締役で構成され、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員である取締役も取締役会における議決権を有することや、監査等委員会が選定する監査等委員が監査等委員でない取締役の選解任および報酬について株主総会で監査等委員会の意見を述べる権限を有していることなどにより、監査等委員会設置会社においては業務執行者に対する監督機能が強化されているといえます。
- (2) 監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合のほか、取締役会決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の定めが定款に規定されている場合には、重要な業務執行の決定を大幅に取締役に委任することができます。これにより、監査等委員会設置会社への移行後は、業務執行に対する監督が取締役会の役割の中心になるとともに、業務執行者による迅速な意思決定と機動的な業務執行を期待することが可能となります。

2. 監査等委員会設置会社に移行する理由

当社は、上記のような特徴を備えた監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の健全性と透明性の向上および迅速な意思決定を図り、さらなる企業価値の向上を目指します。また、監査等委員会を構成する3名の取締役を当社の雰囲気、体質等に左右されない判断の客観性を確保できる独立社外取締役が占める体制とし、コーポレートガバナンス体制のさらなる強化を図ります。

3. 監査等委員会設置会社への移行に関連する議案について

- (1) 監査等委員会設置会社に移行するためには、所要の定款変更を行う必要がありますが、第1号議案においては、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の定款変更をご提案するものです。
- (2) 監査等委員会設置会社における取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う必要があります。そこで、第2号議案においては監査等委員でない取締役の選任を、また、第3号議案においては監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものです。
- (3) 監査等委員会設置会社においては、監査等委員の地位の独立性を確保するため、取締役の報酬額については、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会で決定する必要があります。そこで、第5号議案においては監査等委員でない取締役の報酬の決定を、また、第6号議案においては監査等委員である取締役の報酬の決定を、それぞれご提案するものです。

議案および参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレートガバナンス体制のさらなる強化による企業価値の向上を目的とし、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしたく、この移行に必要となる定款の一部変更をお諮りするものであります。

具体的には、監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会の規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。また、現行定款第42条（監査役の実任免除）の削除に伴い、その経過措置として附則を新設するものであります。

その他条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は9名以内とする。 (新設) (取締役の選任の方法) 第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役（ <u>監査等委員であるものを除く</u> ）は9名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、5名以内とする。</u> (取締役の選任の方法) 第20条 当会社の取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第21条 (条文省略) (新設) (新設)	(取締役の任期) 第21条 (現行どおり) <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。	(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。
(代表取締役) 第25条 (条文省略) 2 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	(代表取締役) 第25条 (現行どおり) <u>2 当社は、取締役（監査等委員を除く）の中から取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u>
(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設)	(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを本店に10年間備え置くものとする。 (取締役会規程) 第29条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条の規程により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役及び監査役会) 第32条 当会社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 (監査役の数) 第33条 <u>当会社の監査役は3名以上とする。</u> (監査役の選任の方法) 第34条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>	(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを本店に10年間備え置くものとする。 (取締役会規程) 第30条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条の規程により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 <u>監査等委員会</u> (監査等委員会) 第33条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2 任期満了前までに退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役) 第36条 監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集手続) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。	(監査等委員会の招集手続) 第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
(監査役会の決議方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査等委員会の決議方法) 第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(監査役会の議事録) 第39条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。
(監査役会規程) 第40条 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第37条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除) (削除)
第6章 会計監査人 第43条～第45条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第47条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第38条～第40条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第42条 (現行どおり)
第7章 計 算 第48条～第50条 (条文省略)	第7章 計 算 第43条～第45条 (現行どおり)
(新設) (新設)	附則 第1条 当会社は、第16回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 第2条 第16回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めによるところによる

第2号議案

監査等委員でない取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものとします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりです。



1

堀

紘

一

(昭和20年4月11日生 満71歳)

再任

所有する当社の株式数 1,342,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年 4月 株式会社読売新聞入社
昭和48年 10月 三菱商事株式会社入社
昭和55年 6月 ハーバード大学経営大学院経営学修士
昭和56年 4月 ボストンコンサルティンググループ入社
昭和61年 5月 同社ヴァイスプレジデント就任
平成元年 6月 同社代表取締役社長就任
平成12年 4月 当社設立代表取締役社長就任
平成18年 6月 当社代表取締役会長就任(現任)
平成25年 1月 株式会社農林漁業成長産業化支援機構取締役会長(非常勤)就任(現任)



2

山

川

隆

義

(昭和40年10月2日生 満50歳)

再任

所有する当社の株式数 283,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成3年 4月 横河ヒューレット・パッカード株式会社
(現日本ヒューレット・パッカード株式会社)入社
平成7年 10月 ボストンコンサルティンググループ入社
平成11年 5月 同社プロジェクトマネージャー就任
平成12年 5月 当社取締役就任
平成17年 6月 当社取締役副社長就任
平成18年 6月 当社代表取締役社長就任(現任)

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものとします。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



1 ^{うえ}**上** ^の**野** ^{ゆき}**征** ^お**夫** (昭和20年6月20日生 満70歳)

新任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和43年 4月 三菱商事株式会社入社
平成10年 6月 同社取締役 社長室会事務局部長
平成13年 4月 同社常務取締役 経営企画部長
平成13年 10月 同社常務執行役員 コーポレート担当役員兼経営企画部長
平成17年 4月 同社取締役 副社長執行役員 国内統括兼関西支社長
平成19年 4月 同社取締役 副社長執行役員 コーポレート担当役員
チーフ・コンプライアンス・オフィサー、国内統括
平成22年 6月 同社常任監査役(常勤)
平成26年 6月 当社取締役就任(現任)
平成27年 6月 株式会社近鉄エクスプレス取締役(現任)



2 ^{はし}**橋** ^{づめ}**都** ^{こう}**浩** ^{へい}**平** (昭和21年3月16日生 満70歳)

新任

所有する当社の株式数 4,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和46年 3月 東京大学医学部小児外科入局
平成4年 11月 日本赤十字社医療センター小児外科部長
平成9年 2月 東京大学大学院医学系研究科小児外科学教授
平成18年 4月 医療法人徳洲会・東京西徳洲会病院総長
平成23年 10月 同病院顧問・小児医療センター長
平成24年 6月 当社監査役就任(現任)



3 まつ 木 かず みち 松 木 和 道 (昭和26年8月17日生 満64歳)

新任

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和51年	4月	三菱商事株式会社入社
平成21年	4月	同社理事コーポレート担当役員兼コンプライアンス統括部長
平成23年	4月	北越紀州製紙株式会社執行役員 内部統制監査室担当兼法務担当 兼新事業推進室長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
平成23年	6月	同社取締役 内部統制監査室担当兼法務担当 兼新事業推進室長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
平成25年	6月	同社常務取締役 経営企画担当兼経営管理部担当 兼情報システム部担当兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
平成27年	6月	同社非常勤参与
平成28年	1月	当社特別顧問(現任)

- (注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.上野征夫氏、橋都浩平氏、松木和道氏は、社外取締役候補者であります。
3.社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

①社外取締役候補者の選任理由および独立性について

上野征夫氏は、三菱商事株式会社における副社長、常勤監査役等での豊富な経験や企業経営の専門的な見識を有しております。また、平成26年6月から当社の社外取締役として、積極的に意見・提言等を行っており、当社のコーポレートガバナンス体制の強化に貢献していることから、監査等委員会設置会社に移行後は、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験・知見等を経営の監査等に活用して頂けると判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

橋都浩平氏は、医療法人徳洲会・東京西徳洲会病院の総長として医療機関の経営に従事された経験を有しております。また、平成24年6月から当社の常勤監査役として、積極的に意見・提言等を行っており、当社のコーポレートガバナンス体制の強化に貢献していることから、監査等委員会設置会社に移行後は、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験・知見等を経営の監査等に活用して頂けると判断しております。

松木和道氏は、三菱商事株式会社での豊富な勤務経験、北越紀州製紙株式会社の常務取締役等、企業経営における経験と専門的な見識を有しておりますことから、監査等委員会設置会社に移行後は、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験・知見等を経営の監査等に活用して頂けると判断しております。

②社外取締役との責任限定契約について

上野征夫氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。

橋都浩平氏、松木和道氏が社外取締役に就任した場合には、両氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結する予定であります。

なお、会社法施行規則第74条の3に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものとします。補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

うち だ あ の
内 田 成 宣 (昭和21年2月11日生 満70歳)

所有する当社の株式数 18,000株

昭和58年	4月	弁護士登録、平山法律事務所入所	平成12年	6月	当社監査役就任
昭和59年	4月	伊礼法律事務所入所	平成13年	3月	当社監査役辞任
昭和63年	4月	新都市総合法律事務所開業(現任)	平成18年	6月	当社監査役就任(現任)

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田成宣氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
①内田成宣氏は、弁護士としての豊富な経験や当社の事業内容にも精通していることから監査等委員会設置会社に移行後は、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験・知見等を経営の監査等に活用して頂けると判断しております。
②社外取締役との責任限定契約について
内田成宣氏が社外取締役に就任した場合には、両氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結する予定であります。

なお、会社法施行規則第74条の3に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第5号議案

監査等委員でない取締役報酬額決定の件

当社の取締役報酬額は、平成12年10月3日開催の臨時株主総会において年額3億円以内、及び平成26年6月12日開催の第14回定時株主総会において株式報酬の付与についてご承認をいただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を、年額3億円以内及び平成26年6月12日開催の第14回定時株主総会においてご承認頂いた株式報酬と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、平成26年6月12日開催の第14回定時株主総会においてご承認頂いた株式報酬の内容は、各事業年度の業績指標および役位等に応じて、支給する株式報酬制度(以下「本制度」という)であります。

【本制度における報酬等の額・内容等】

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役報酬額(下記(2)のとおり。)を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績指標及び役位等に応じて当社の取締役に当社株式が交付される株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として、取締役退任時となります。

(2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、連続する5事業年度(当初は平成26年3月末で終了する事業年度から平成30年3月末で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の本信託の継続が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。)を対象として本制度を導入します。当社は、対象期間ごとに合計100百万円を上限とする金員を、対象期間の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定します。(以下「本信託」という。)。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社(自己株式処分)又は株式市場から取得します。

なお、対象期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、本信託の信託期間を5年間延長するとともに、翌5事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに、合計100百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に對する月次ポイント数(下記(3)に定める。)の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式(取締役に割り当てられた予定ポイント数(下記(3)に定める。)の残高に相当する当社株式及び取締役に付与された月次ポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。))があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、100百万円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の最初の5年間(※)の毎年7月に、同年3月末日で終了した事業年度(すなわち前事業年度。)における業績指標及び役位等に応じて、取締役ごとに一定のポイント数(以下「予定ポイント数」という。)が算出され、割り当てられます(平成26年7月に割り当てる予定ポイント数については、同年3月末日に終了した

事業年度における業績指標及び役位等を基準に予定ポイント数を決定する。)。予定ポイント数を割り当てられた取締役には、その後3年間にわたり、取締役役に在任している限り、毎月末日に、割り当てられた予定ポイント数を36等分したポイント数(以下「月次ポイント数」という。)が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各取締役役には、取締役退任時に、付与されていた月次ポイント数の累積値(以下「累積ポイント数」という。)に応じた当社株式が交付されます。取締役が退任した場合、当該取締役役に割り当てられていた予定ポイント数は取り消され、それ以降、月次ポイント数が付与されることはありません。

各取締役役に割り当てられる予定ポイント数の1年当たりの総額の上限(なお、かかる上限は、各取締役役に付与される月次ポイント数の合計の1年あたりの上限にもなる。)は、15,000ポイントとします。

※上記(2)の本信託の継続が行われた場合には、信託契約の変更が行われた年の翌年以降の5年間とします。

(4) 取締役に対する株式交付時期

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されていた累積ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、信託期間(上記(2)の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間)の終了時において本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることとなります。

現在の取締役は4名(うち社外取締役は2名)ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「監査等委員でない取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は2名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額6,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

東京メトロ銀座線
虎ノ門駅

5番出口／11番出口から
徒歩3分

 東京メトロ丸ノ内線
 日比谷線
 千代田線
 電ヶ関駅

A13番出口から徒歩9分

■東京メトロ南北線
溜池山王駅

8番出口から徒歩9分

お願い

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

開催日時

平成28年6月13日(月) 午前10時

開催場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング35階
東海大学校友会館 阿蘇の間

■IRメール配信サービス

当社のIR情報をメールでお届け致します。
ご希望の方は、当社Webサイト ▶「IR情報」
▶「IRメール配信サービス」からご登録
いただきますようお願い致します。

<http://www.dreamincubator.co.jp/>

ドリームインキュベータ

檢 索



株式会社 ドリームインキュベータ

